

沼田市道路占用料徴収条例

別表（第2条関係）

道路占用料金表

種別		金額	単位
法第32条第1 項第1号に掲げ る工作物	第1種電柱	420円	1本につき
	第2種電柱	650円	1年
	第3種電柱	880円	
	第1種電話柱	380円	
	第2種電話柱	610円	
	第3種電話柱	830円	
	その他の柱類	38円	
	共架電線その他上空に設ける線類	4円	長さ1メー トルにつき
	地下に設ける電線その他の線類	2円	1年
	路上に設ける変圧器	370円	1個につき 1年
	地下に設ける変圧器	230円	占用面積1 平方メー トルにつき1 年
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	760円	1個につき
	郵便差出箱及び信書便差出箱	320円	1年
	広告塔	960円	表示面積1 平方メー トルにつき1 年
	その他のもの	720円	占用面積1 平方メー トルにつき1 年
法第32条第1 項第2号に掲げ	外径が0.07メートル未満のもの	16円	長さ1メー トルにつき
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の	23円	

る物件	もの		1年
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の		34円
	もの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の		45円
	もの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のも		68円
	の		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のも		91円
の			
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のも		160円	
の			
外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のも		230円	
の			
外径が1.0メートル以上のもの		450円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			760円 占有面積1
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	$A \times 0.005$ 平方メート
		階数が2のもの	$A \times 0.008$ ルにつき1
		階数が3以上のもの	$A \times 0.01$ 年
	上空に設ける通路		480円
	地下に設ける通路		290円
	家屋出入口等の通路		87円
	その他のもの		760円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	10円
	その他のもの	96円	占有面積1平方メートルにつき1月

令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	96円	表示面積1平方メートルにつき1月
		その他のもの	960円	表示面積1平方メートルにつき1年
	標識		610円	1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	10円	1本につき1日
		その他のもの	96円	1本につき1月
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	10円	その面積1平方メートルにつき1日
		その他のもの	96円	その面積1平方メートルにつき1月
	アーチ	車道を横断するもの	960円	1基につき1月
		その他のもの	480円	
	令第7条第2号に掲げる工作物			760円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			96円	占有面積1平方メートル

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	76円	ルにつき1 月
その他	その都度市長が定 める額	その都度市 長が定める 単位

備考

- (1) 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。
- (2) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- (3) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- (4) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- (5) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- (6) Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- (7) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- (8) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- (9) 前項により算出した占用料の総額100円に満たないときは100円とし、占用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円とする。